

京都地方税機構個人情報保護条例

平成21年8月19日
京都地方税機構条例第5号

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護
 - 第1節 個人情報の取扱い（第4条－第10条）
 - 第2節 事務の登録（第11条）
 - 第3節 開示の請求権（第12条－第21条）
 - 第4節 訂正の請求権（第22条－第27条）
 - 第5節 利用停止の請求権（第28条－第33条）
 - 第6節 審査請求（第34条－第36条）
 - 第7節 是正の申出（第37条）
 - 第8節 適用除外（第38条）
- 第3章 事業者が取り扱う個人情報の保護
 - 第1節 事業者の責務（第39条）
 - 第2節 事業者に対する指導（第40条－第44条）
- 第4章 雑則（第45条－第49条）
- 第5章 罰則（第50条－第54条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、個人情報の取扱いに関する基本的な事項を定め、併せて京都地方税機構（以下「広域連合」という。）の実施機関が管理する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 個人が特定され得る情報であつて、イに掲げるもの以外のもの（他の情報と照合することにより、個人が特定され得るものを含む。）
 - イ 個人識別符号（次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、規則で定めるものをいう。）が含まれるもの
 - (ア) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該個人が特定され得るもの

- (イ) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。以下同じ。）により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者が特定され得るもの
- (2) 実施機関 広域連合長、選挙管理委員会及び監査委員をいう。
- (3) 法令等 法令、条例又は法律若しくはこれに基づく政令の規定に基づく明示の指示をいう。
- (4) 本人 個人情報から特定され得る個人をいう。
- (5) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。）及び電磁的記録（電子的方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。
- (6) 事業者 法人（国、独立行政法人等（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。）その他の団体又は事業を営む個人をいう。

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護

第1節 個人情報の取扱い

（収集の制限）

第4条 実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ、収集する目的（以下「収集目的」という。）及び収集する根拠を明確にするとともに、当該収集目的を達成するために必要な限度を超えて収集してはならない。

2 実施機関は、個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

3 実施機関は、思想、信条及び信教に関する個人情報、個人の特質を規定する身体に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等に基づくとき。

(2) 個人の生命、身体又は財産の保護のため緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(3) 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持（以下「犯罪の予防等」という。）を目的とするとき。

(4) 京都地方税機構情報公開・個人情報保護審査会（以下この章及び次章において「審査会」という。）の意見を聴いた上で、実施機関がその権限に属する事務を執行するため必要があると認めたとき。

4 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等に基づくとき。

(2) 本人の同意があるとき。

(3) 個人の生命、身体又は財産の保護のため緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(4) 出版、報道等により公にされているとき。

(5) 犯罪の予防等を目的とするとき。

(6) 他の実施機関、実施機関以外の広域連合の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人から収集する場合で、本人以外のものから収集することが事務の執行上やむを得ず、かつ、当該収集をすることによって本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、本人以外のものから収集することについて相当の理由があり、かつ、当該収集をすることによって本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

5 実施機関は、前項第7号に規定する場合において、本人以外のものから個人情報を収集するときは、あらかじめ、審査会の意見を聴かなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5条 実施機関は、収集目的以外の目的のために個人情報を利用し、又は提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等に基づくとき。

(2) 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。

(3) 個人の生命、身体又は財産の保護のため緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(4) 犯罪の予防等を目的とするとき。

(5) 実施機関内部で利用し、又は他の実施機関に提供する場合で、個人情報を利用し、又は提供することが事務の執行上やむを得ず、かつ、当該利用又は提供によって本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、個人情報を利用し、又は提供することに相当の理由があり、かつ、当該利用又は提供によって本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

2 実施機関は、前項第5号及び第6号に規定する場合において、個人情報を利用し、又は提供するときは、あらかじめ、審査会の意見を聴かなければならない。

(オンライン結合による提供)

第6条 実施機関は、オンライン結合（通信回線を用いて実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外のものが管理する電子計算機を結合し、実施機関の管理する個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にする方法をいう。以下同じ。）により個人情報を

提供するときは、個人の権利利益を不当に侵害することがないように努め、法令等に基づく場合を除き、あらかじめ、審査会の意見を聴かなければならない。

- 2 実施機関は、前項の規定により審査会の意見を聴いたオンライン結合による個人情報の提供の内容を変更するときは、あらかじめ、審査会の意見を聴かなければならない。

(提供先に対する措置要求)

第7条 実施機関は、実施機関以外のものに対して個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、当該個人情報の使用目的、使用方法等に係る制限を付し、又はその適切な取扱いを確保するための措置を講じることを求めなければならない。

(適正管理)

第8条 実施機関は、その管理する個人情報を事務の目的の達成に必要な範囲内において正確なものに保つよう努めなければならない。

- 2 実施機関は、個人情報の漏えい、き損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 実施機関は、管理する必要がなくなった個人情報を確実に速やかに消去しなければならない。

(職員の責務)

第9条 実施機関の職員又は職員であった者は、その職務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(委託に伴う措置等)

第10条 実施機関は、個人情報の取扱いを伴う事務の全部又は一部を実施機関以外のものに委託しようとするときは、当該委託契約において、委託を受けたものが講じるべき、個人情報の漏えい、き損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を明らかにしなければならない。

- 2 実施機関から個人情報の取扱いを伴う事務の委託を受けたものは、個人情報の安全確保の措置を講じなければならない。
- 3 前項の委託を受けた事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第2節 事務の登録

(個人情報取扱事務の登録)

第11条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）を行うときは、あらかじめ、個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）に次に掲げる事項を登録し、これを閲覧に供しなければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称

- (3) 個人情報取扱事務の対象となる個人の区分
 - (4) 個人情報を取り扱う目的
 - (5) 個人情報の種類
 - (6) 第4条第3項に規定する個人情報を取り扱うときは、その旨
 - (7) 個人情報の収集先の区分
 - (8) 個人情報の利用先又は提供先の区分及び利用し、又は提供する個人情報の種類
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項
- 2 実施機関は、前項の規定により登録した事項を変更するときは、あらかじめ、登録簿に当該事項についての変更の登録をしなければならない。
- 3 実施機関は、個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、登録を抹消しなければならない。
- 4 第1項又は第2項の規定にかかわらず、実施機関は、やむを得ない事由により、あらかじめ登録することができないときは、その事由がやんだ後、速やかに、これを行わなければならない。
- 5 前各項の規定は、実施機関の職員又は職員であった者に係る人事、給与又は福利厚生に関する個人情報取扱事務その他これに準じるものについては、適用しない。

第3節 開示の請求権

(開示の請求)

第12条 何人も、実施機関に対し、公文書に記録されている自己の個人情報（前条第5項に規定する事務に係る個人情報を除く。第22条及び第28条において同じ。）であって、検索し得るものの開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって開示請求をすることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。
 - (1) 本人が反対の意思を表示したとき。
 - (2) 開示請求により本人の権利利益を明らかに害すると認められるとき。

(開示しないことができる個人情報)

第13条 実施機関は、開示請求に係る個人情報が次の各号のいずれかに該当するときは、当該個人情報の全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 開示請求をした者以外の者に関する個人情報（個人が営む事業に関するものを除く。）であって、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるものを含む個人情報。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。
- (2) 開示することにより、個人の生命、身体、財産等が侵害されるおそれのある個人情報（公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）の氏名等であって、公にすることにより、当該公務員等個人の生命、身体、財

産等が侵害されるおそれがあるもの及びそのおそれがあるものとして実施機関の規則で定めるものを含む。)

- (3) 開示することにより、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあると認められる個人情報
- (4) 法人（国、地方公共団体その他これらに類する団体を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は開示請求をした者以外の個人が営む事業に関する情報を含む個人情報であって、これを開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、次のいずれかに該当する個人情報を除く。
 - ア 個人の生命、身体又は健康に危害を及ぼすおそれのある事業活動に関する個人情報
 - イ 人の財産又は生活に対して重大な影響を及ぼす違法又は著しく不当な事業活動に関する個人情報
- (5) 法人等又は開示請求をした者以外の個人が、実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供した個人情報であって、法人等又は当該個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該個人情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、次のいずれかに該当する個人情報を除く。
 - ア 個人の生命、身体又は健康に危害を及ぼすおそれのある事業活動又は行為に関する個人情報
 - イ 人の財産又は生活に対して重大な影響を及ぼす違法又は著しく不当な事業活動又は行為に関する個人情報
- (6) 法令等に基づき開示することができないとされている個人情報
- (7) 個人の評価、指導、診断、判定、選考等の事務事業に関する個人情報であって、これを開示することにより、当該若しくは同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正かつ適切な執行に著しい支障が生じるおそれのあるもの
- (8) 広域連合若しくは国、他の地方公共団体その他これらに類する団体（以下「国等」という。）が行う審議、検討、調査研究その他の意思形成の過程における個人情報であって、これを開示することにより、当該若しくは同種の意思形成を公正かつ適切に行うことに著しい支障が生じるおそれのあるもの又は広域連合若しくは国等が行う取締り、監督、立入検査、交渉、渉外、争訟、許認可その他の事務事業に関する個人情報であって、これを開示することにより、当該若しくは同種の事務事業の目的が達成できなくなり、若しくはこれらの事務事業の公正かつ適切な執行に著しい支障が生じるおそれのあるもの
- (9) 前条第2項の規定による未成年者又は成年被後見人の法定代理人から開示請求がなされた場合であって、開示することにより、当該未成年者又は成年被後見人の利益に反することとなると認められる情報

（開示請求に係る個人情報の存否に関する情報）

第14条 開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、前条各号に掲げる個人情報（以下「不開示情報」という。）を開示することとなる

きは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求の方法)

第15条 開示請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 開示請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 開示請求に係る個人情報の内容
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明するため、実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(開示請求に対する決定等)

第16条 実施機関は、開示請求書が実施機関に提出されたときは、当該開示請求書が提出された日から起算して15日以内に、当該請求についての決定（第14条の規定により開示請求を拒否する処分を含む。以下「開示決定等」という。）をしなければならない。ただし、前条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、開示決定等をしたときは、速やかに、その開示決定等の内容を当該開示請求者に書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、当該開示請求書が提出された日から起算して60日（前条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、60日に当該補正に要した日数を加えた日数。次条第1項において同じ。）を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、延長の期間及び理由を開示請求者に書面により通知しなければならない。

4 第1項に規定する期間（前項の規定により期間が延長された場合にあつては、その延長された期間）内に、実施機関が開示決定等をしないときは、開示請求者は、当該請求に係る個人情報を開示しない旨の決定があつたものとみなすことができる。

5 実施機関は、開示決定等（開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。第36条第2号において同じ。）の内容を第2項の規定により通知するときは、その開示決定等の理由を付記しなければならない。この場合において、その理由が消滅する期日をおおらかじめ明示できるときは、当該書面にその期日を付記しなければならない。

(第三者の意見聴取等)

第17条 実施機関は、開示決定等をするに当たって、開示請求に係る個人情報に開示請求者及び広域連合以外のものに関する情報が含まれている場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ、当該開示請求者及び広域連合以外のものに対し、当該開示請求に係る当該開示請求者及び広域連合以外のものに関する情報の内容その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が含まれている個人情報を開示しようとする場合であって、当該情報が第13条第1号ただし書、第4号ただし書又は第5号ただし書に規定する情報に該当すると認められるときは、あらかじめ当該第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しないときは、この限りでない。

3 実施機関は、第2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、前条第1項の規定により開示する旨の決定（一部を開示する旨の決定を含む。以下「開示決定」という。）をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

第18条 開示請求に係る個人情報が著しく大量であるため、当該開示請求書の提出があった日から起算して60日以内にそのすべてについて開示決定等をするにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、第16条第1項及び第3項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの個人情報について開示決定等をする期限

2 開示請求者に対し、前項の規定による通知をした場合には、当該通知に係る個人情報については、第16条第4項の規定は、適用しない。

3 第1項第2号に規定する期限までに、実施機関が同号に規定する残りの個人情報について開示決定等をしないときは、開示請求者は、当該残りの個人情報について開示しない旨の決定があったものとみなすことができる。

（事案の移送）

第19条 実施機関は、開示請求に係る個人情報が他の実施機関から提供されたものであるときその他他の実施機関において開示決定等をするにつき正当な理由があるときは、当該開示請求の趣旨に反しない限りにおいて、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施

機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。
- 3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が開示決定をしたときは、当該実施機関は、開示の実施を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(開示の方法)

第20条 実施機関は、開示決定をしたときは、速やかに、開示請求者に対し、当該開示決定に係る個人情報の開示を行わなければならない。

- 2 個人情報の開示は、閲覧又は写しの交付（電磁的記録にあつては、それぞれこれらに準じる方法として、その種別、情報化の進展状況等を考慮して実施機関が定める方法。以下同じ。）により行う。
- 3 実施機関は、前項の個人情報の開示の方法により当該個人情報が記録されている物が汚損し、又は破損するおそれがあるとき、一部を開示するときその他相当の理由があるときは、前項の規定にかかわらず、当該個人情報が記録された物の写しの閲覧又はその写しの交付により開示することができる。
- 4 第15条第2項の規定は、前2項の規定により個人情報の開示を受ける者について準用する。

(費用負担)

第21条 前条第2項又は第3項の規定により公文書等の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

第4節 訂正の請求権

(訂正の請求)

第22条 何人も、公文書に記録されている自己の個人情報について、事実と誤りがあると認めるときは、実施機関に対し、その訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

- 2 第12条第2項の規定は、訂正請求について準用する。

(訂正請求に係る個人情報の存否に関する情報)

第23条 訂正請求に対し、当該訂正請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該訂正請求を拒否することができる。

(訂正請求の方法)

第24条 訂正請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書（以下「訂正請求

書」という。)を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 訂正請求をしようとする者の氏名及び住所
 - (2) 訂正を求める箇所及び訂正の内容
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項
- 2 訂正請求をしようとする者は、実施機関に対して、訂正の内容が事実と合致することを証するものを提出し、又は提示しなければならない。
- 3 第15条第2項の規定は、訂正請求をしようとする者について準用する。
- 4 実施機関は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(訂正請求に対する決定等)

第25条 実施機関は、訂正請求書が実施機関に提出されたときは、当該訂正請求書が提出された日から起算して30日以内に、当該請求についての決定（第23条の規定により訂正請求を拒否する処分を含む。以下「訂正決定等」という。）をしなければならない。ただし、前条第4項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 実施機関は、訂正決定等をしたときは、速やかに、その訂正決定等の内容を当該訂正請求者に書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の規定により訂正する旨の決定（一部を訂正する旨の決定を含む。以下「訂正決定」という。）をしたときは、遅滞なく、当該請求に係る個人情報を訂正しなければならない。
- 4 実施機関は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に訂正決定等を行うことができないときは、当該訂正請求書が提出された日から起算して60日（前条第4項の規定により補正を求めた場合にあつては、60日に当該補正に要した日数を加えた日数）を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、延長の期間及び理由を訂正請求者に書面により通知しなければならない。
- 5 第1項に規定する期間（前項の規定により期間が延長された場合にあつては、その延長された期間）内に、実施機関が訂正決定等をしないときは、訂正請求者は、当該請求に係る個人情報を訂正しない旨の決定があつたものとみなすことができる。
- 6 実施機関は、訂正決定等（全部を訂正する旨の決定を除く。）の内容を第2項の規定により通知するときは、その訂正決定等の理由を付記しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第26条 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条第1項及び第4項の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この項の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

- 2 訂正請求者に対し、前項の規定による通知をした場合には、当該通知に係る個人情報については、前条第5項の規定は、適用しない。
- 3 第1項第2号に規定する期限までに、実施機関が訂正決定等をしないときは、訂正請求者は、訂正しない旨の決定があったものとみなすことができる。

(事案の移送)

第27条 実施機関は、訂正請求に係る個人情報が他の実施機関から提供されたものであるときその他他の実施機関において訂正決定等をするにつき正当な理由があるときは、当該訂正請求の趣旨に反しない限りにおいて、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正請求についての訂正決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。
- 3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が訂正決定をしたときは、移送をした実施機関は、当該訂正決定に基づき訂正の実施を行わなければならない。

第5節 利用停止の請求権

(利用停止の請求)

第28条 何人も、公文書に記録されている自己の個人情報について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

- (1) 第4条の規定に違反して収集されたものであるとき又は第5条の規定に違反して利用されているとき 当該個人情報の利用の停止又は消去
 - (2) 第5条又は第6条の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止
 - (3) 第8条第3項の規定に違反して消去されていないとき 当該個人情報の消去
- 2 第12条第2項の規定は、利用停止（前項各号に定める措置をいう。以下同じ。）の請求について準用する。

(利用停止請求に係る個人情報の存否に関する情報)

第29条 利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）に対し、当該利用停止請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該利用停止請求を拒否することができる。

(利用停止請求の方法)

第30条 利用停止請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書（以下「利用停止請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 利用停止請求をしようとする者の氏名及び住所

- (2) 利用停止請求に係る公文書に記録されている自己の個人情報を特定するに足りる事項
- (3) 求める利用停止の内容及びその理由
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 第15条第2項の規定は、利用停止請求をしようとする者について準用する。

3 実施機関は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(個人情報の利用停止義務)

第31条 実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該個人情報の利用停止をすることにより、当該個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する決定等)

第32条 実施機関は、利用停止請求書が実施機関に提出されたときは、当該利用停止請求書が提出された日から起算して30日以内に、当該請求についての決定（第29条の規定により利用停止請求を拒否する処分を含む。以下「利用停止決定等」という。）をしなければならない。ただし、第30条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、利用停止決定等をしたときは、速やかに、その利用停止決定等の内容を当該利用停止請求者に書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に利用停止決定等を行うことができないときは、当該利用停止請求書が提出された日から起算して60日（第30条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、60日に当該補正に要した日数を加えた日数）を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、延長の期間及び理由を利用停止請求者に書面により通知しなければならない。

4 第1項に規定する期間（前項の規定により期間が延長された場合にあつては、その延長された期間）内に、実施機関が利用停止決定等をしないときは、利用停止請求者は、当該請求に係る個人情報の利用停止をしない旨の決定があつたものとみなすことができる。

5 実施機関は、利用停止決定等（全部の利用停止をする旨の決定を除く。）の内容を第2項の規定により通知するときは、その利用停止決定等の理由を付記しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第33条 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条第1項及び第3項の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲

げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

2 利用停止請求者に対し、前項の規定による通知をした場合には、当該通知に係る個人情報については、前条第4項の規定は、適用しない。

3 第1項第2号に規定する期限までに、実施機関が利用停止決定等をしないときは、利用停止請求者は、利用停止をしない旨の決定があったものとみなすことができる。

第6節 審査請求

(審理員の指名に関する規定の適用除外)

第34条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「審査法」という。）第9条第1項の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第35条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求があった場合は、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、審査会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。

(2) 開示請求、訂正請求又は利用停止請求に係る個人情報が公文書に記録されていないとき。

2 前項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問庁」という。）は、次に掲げるものに対し、当該諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

3 諮問庁は、第1項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、当該答申に係る審査請求に対する裁決をしなければならない。この場合において、審査法第50条第1項の規定により裁決書に記載される主文が審査会のと答申書と異なる内容であるときは、当該裁決書には、審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する審査法第50条第1項第4号に掲げる事項にその異なることとなった理由を含めて同項各号に掲げる事項を記載しなければならない。

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第36条 第17条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

- (2) 審査請求に係る開示決定等を変更し、当該審査請求に係る個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第7節 是正の申出

(是正の申出)

第37条 何人も、実施機関が自己の個人情報を不適正に取り扱っていると認めるときは、実施機関に対して、当該個人情報の取扱いの是正の申出（以下「是正の申出」という。）をすることができる。

- 2 是正の申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申出書を実施機関に提出しなければならない。
 - (1) 是正の申出をしようとする者の氏名及び住所
 - (2) 是正を求める個人情報の取扱い及び是正の内容
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項
- 3 実施機関は、是正の申出があったときは、遅滞なく、必要な調査を行った上、当該是正の申出に対する処理を行い、その内容を書面により当該是正の申出をした者に通知しなければならない。
- 4 実施機関は、前項の規定による通知を行ったときは、是正の申出の内容及び実施機関が行った処理について審査会に報告しなければならない。この場合において、審査会は、是正の申出の処理について意見を述べることができる。
- 5 第12条第2項及び第15条第2項の規定は、是正の申出をしようとする者について準用する。

第8節 適用除外

(適用除外)

第38条 この章の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

- (1) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報（同条第11項に規定する調査票情報をいう。以下同じ。）に含まれる個人情報
 - (2) 統計法第2条第8項に規定する事業所母集団データベースに含まれる個人情報
 - (3) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報
 - (4) 統計法第29条第1項の規定により行政機関（同法第2条第1項に規定する行政機関をいう。）が提供を受けた行政記録情報（同条第10項に規定する行政記録情報をいう。）に含まれる個人情報
 - (5) 広域連合の施設において、一般の利用に供することを目的として管理している図書、刊行物等に記録されている個人情報
- 2 第3節から前節までの規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。
- (1) 刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る個人情報（当

該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。)

- (2) 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第53条の2に規定する訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報
- 3 第3節及び第6節の規定は、法令又は他の条例（京都地方税機構情報公開条例（平成21年京都地方税機構条例第4号）を除く。）の規定に、閲覧、縦覧、視聴又は謄本、抄本等の交付の手續（審査法第38条第1項（審査法第66条及び他の法律において準用する場合を含む。）及び審査法第81条第3項において準用する審査法第78条第1項の規定による閲覧及び交付の手續を除く。）が定められている個人情報については、適用しない。
- 4 第4節及び第6節の規定は、法令又は他の条例の規定に、訂正の手續が定められている個人情報については、適用しない。
- 5 第5節及び第6節の規定は、法令又は他の条例の規定に、利用停止の手續が定められている個人情報については、適用しない。

第3章 事業者が取り扱う個人情報の保護

第1節 事業者の責務

（事業者の責務）

第39条 事業者は、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じるよう努め、適正な取扱いに努めなければならない。

2 事業者は、次に掲げる個人情報については、個人の権利利益を侵害することがないように特に慎重に取り扱わなければならない。

(1) 思想、信条及び信教に関する個人情報並びに個人の特質を規定する身体に関する個人情報

(2) 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報

3 事業者は、個人情報の保護に関する広域連合の施策に協力しなければならない。

第2節 事業者に対する指導

（事業者に対する指導、助言等）

第40条 広域連合長は、事業者が個人情報を適正に取り扱うことができるよう、指導、助言等必要な施策を講じるものとする。

（説明又は資料提出の要請）

第41条 広域連合長は、法第143条第1項の規定により報告又は資料の提出の要求が行われる場合を除くほか、事業者が個人情報を不適正に取り扱っている疑いがあると認めるときは、当該事業者に対し、事実を明らかにするため必要な限度において、説明又は資料の提出を要請することができる。

（勧告）

第42条 広域連合長は、法第145条第1項の規定により勧告が行われる場合を除くほか、事業者が個人情報を著しく不適正に取り扱っていると認めるときは、審査会の意見を聴いた

上で、当該事業者に対し、その取扱いを是正するよう勧告することができる。

(事実の公表)

第43条 広域連合長は、事業者が、第41条の規定による要請に正当な理由なく応じないとき又は前条の規定による勧告に従わないときは、審査会の意見を聴いた上で、その旨を公表することができる。この場合において、審査会は、当該事業者の意見を聴取するものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第44条 広域連合長は、事業者の個人情報の取扱いに関し、個人の権利利益の侵害を防止するため必要があると認めるときは、国及び他の地方公共団体に協力を求め、又は国及び他の地方公共団体の協力の求めに応じるものとする。

第4章 雑則

(住民の責務)

第45条 住民は、相互に個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報を適切に管理し、かつ、他人の個人情報の取扱いに当たっては、他人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(苦情の処理)

第46条 実施機関は、当該実施機関が行う個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

2 広域連合長は、事業者が行う個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(広域連合長の助言)

第47条 広域連合長は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、実施機関に対し、個人情報の保護について報告を求め、又は助言をすることができる。

(運用状況の公表)

第48条 広域連合長は、毎年、実施機関に対し、この条例の運用状況について報告を求め、これを取りまとめて、公表するものとする。

(委任)

第49条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

第5章 罰則

第50条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第10条第2項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録

された個人情報ファイル（個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成した公文書をいい、その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第51条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た公文書に記録された個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第52条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第53条 前3条の規定は、広域連合の区域以外の区域においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第54条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年条例第2号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年9月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正後の京都地方税機構個人情報保護条例第11条第1項に規定する登録簿に記載されている事務であって、当該事務において取り扱う個人情報に同条例第4条第3項に規定する個人情報が含まれているものについての同条例第11条第1項の規定の適用については、同項中「行うときは、あらかじめ」とあるのは、「行っているときは、京都地方税機構個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成29年京都地方税機構条例第2号）の施行後遅滞なく」とする。

（委任）

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、実施機関が取り扱う個人情報の保護については当該実施機関が、事業者が取り扱う個人情報の保護については広域連合長が定める。

附 則（令和4年条例第1号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。